

# 相模原市 新たな大都市制度 の検討について

<パート2 特別自治市制度とは、

特別自治市導入による効果の例>

## 【新たな大都市制度の必要性】

### 〔大都市が今後めざすべき姿〕

大きな経済的ポテンシャルを持つ大都市の特性と役割を最大限に発揮していく。

住民自治を拡充し、地域の特性を最大限に引き出す取組を進めていく。

### 大都市がめざすべき姿を実現するためには...

基礎自治体優先の原則を徹底し、大都市がさらなる事務権限とその事務に見合った税財源を持つことが不可欠

そのためには...

新たな大都市制度

**「特別自治市」の創設が必要**

「特別自治市」ってなんだろう...?



## 【特別自治市とは】

大都市の潜在能力を極限まで引き出し、日本をけん引するエンジンとなるための選択肢として、平成 23 年 7 月に指定都市市長会が提案しました。

[『新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案～あるべき大都市制度の選択「特別自治市」～』【詳細版】](#)

[『同』【概要版】](#)

本市を含む指定都市 7 市（さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、京都市、神戸市）による共同研究会においても、特別自治市の必要性や基本的枠組み、創設の効果などについて検討を行いました。

[「特別自治市」の早期実現に向けて（共同研究会報告書）](#)

## 【特別自治市の基本的な考え方】

- 1 地方が担うべき事務（国や道府県の事務とされているものを含む）を総合的に実施します。
- 2 道府県税を含め、市域内の全ての地方税を一元的に賦課徴収します。
- 3 国からの税源移譲による財源の確保を図ります。
- 4 行政区制度を基本としつつ、住民自治、住民参加機能を充実させるために、区役所機能の強化等、都市内分権を推進します。
- 5 広域防災や環境対策などの広域的課題について、広域自治体（道府県）が補完している事業は、特別自治市を中心とした基礎自治体間の水平連携による対応を推進します。（圏域行政の推進）

## 【特別自治市の導入による主な効果】

### 〔住民の利便性の向上〕

国や道府県が行っている事務や権限を指定都市に一本化することにより、身近な窓口で様々な手続き等が完結し、住民の利便性が向上します。

### 〔行政全体のコスト削減〕

国や道府県との間で重複している事務を統合することにより、事務の効率化や組織の簡素化が図られ、職員や経費の削減が可能となります。

### 〔地域の実情に応じた柔軟性のある行政の推進〕

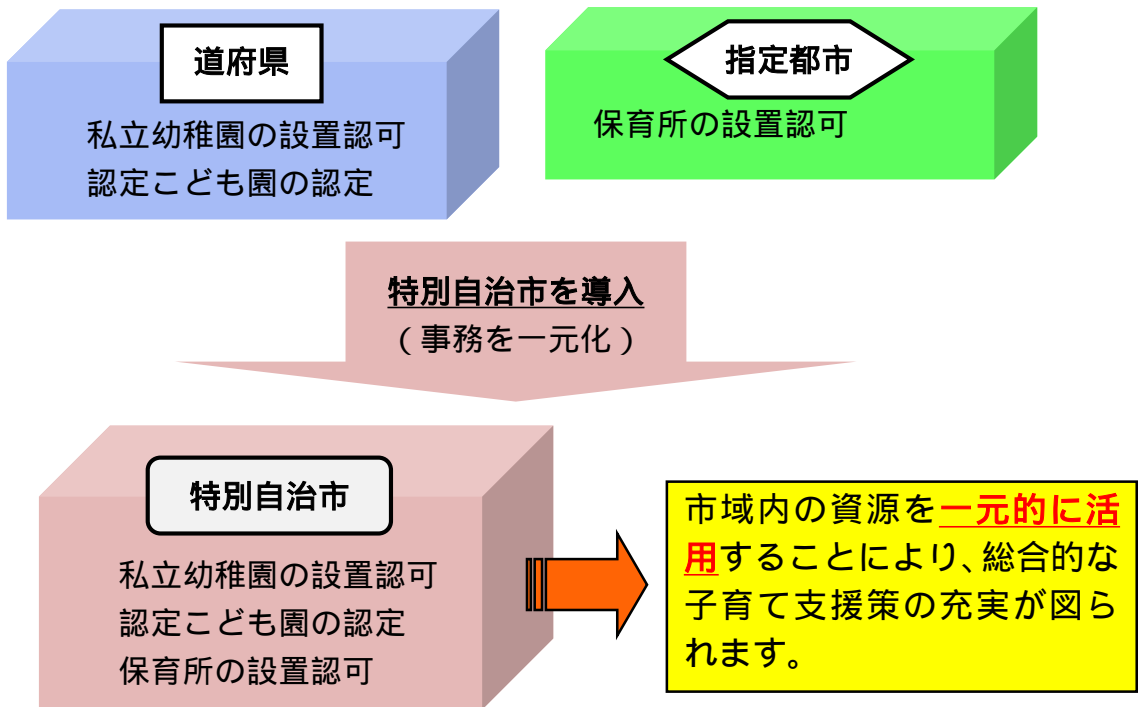
行政サービスを市が単独で行うのか、広域自治体（道府県）と共同で行うのか、あるいは基礎自治体間の連携により行うのかなどについて、住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情を踏まえて柔軟に選択し、対応することができます。

### 〔財政の自立〕

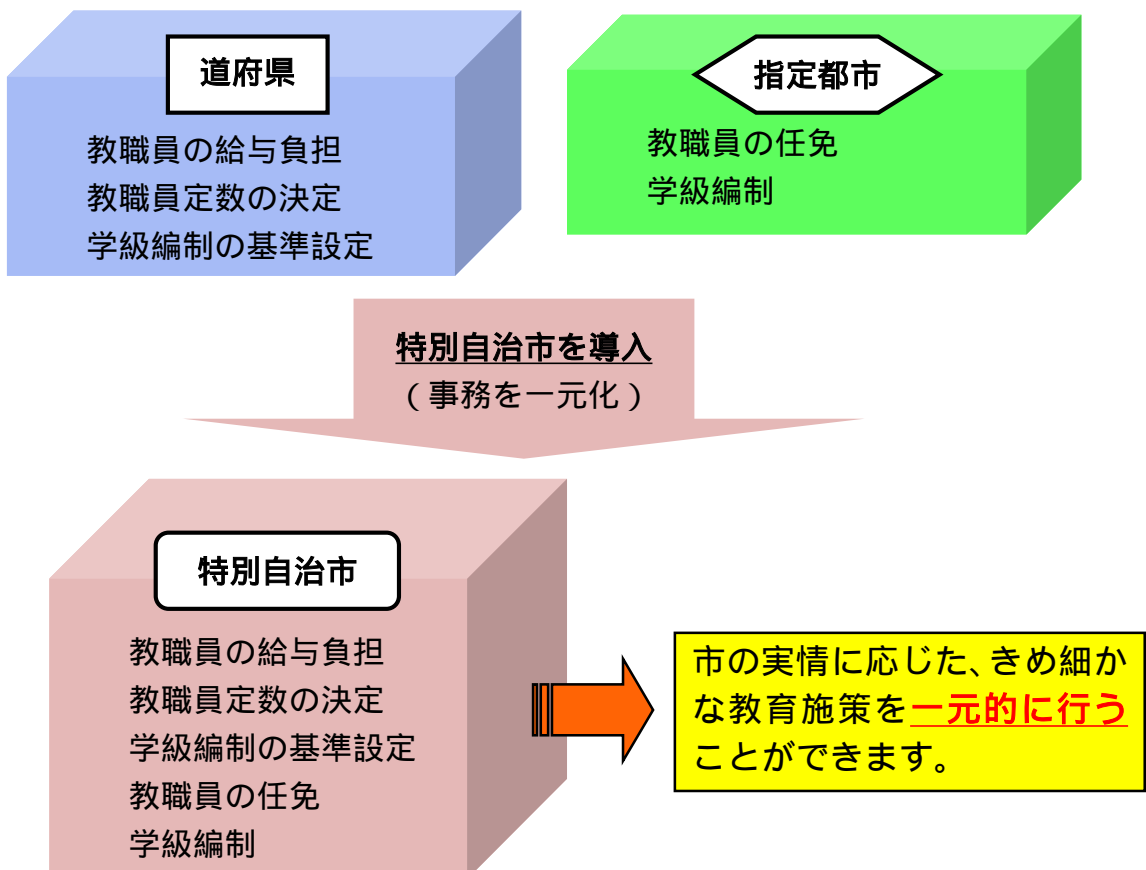
税源移譲により、国税の一部と市域内の全ての地方税を特別自治市の歳入にすることで、都市基盤の整備・更新や少子高齢化対策など、大都市特有の課題や行政需要に的確に対応することができます。

## 【効果の主な事例】

### 〔子育て支援分野〕



### 〔教育分野〕



道府県の権限については、指定都市へ移譲するよう法改正が行われました。(平成26年5月)

## 〔雇用・福祉分野〕

